

令和5年度地域ブランド価値向上業務仕様書

1. 委託業務名

令和5年度地域ブランド価値向上業務

2. 業務の目的

本格的な少子高齢化の進行、厳しい財政状況、独自の文化や自然環境の消失といった、これまで豊かな地域生活を支えてきたリソース（人、モノ、金など）が十分に活用できなくなりつつある中、山梨県は、本県が国外を含めた県内外の人々に選ばれ、持続可能な地域となるために、地域全体のブランド価値の向上を通じた地域づくりを行っている。

本業務は、令和3年3月に策定した「やまなし地域プロモーション戦略」（以下、「戦略」という。）に基づき、本県の地域ブランドであるコーポレートブランド（以下、「CB」という。）「やまなし」の価値・認知向上を目的として、以下の取り組みを進めるものである。

- ・ 国外を含めた県内外の人々に対し、本県が有する様々な地域資源や本県の施策に関するブランド情報を提供する既存のポータルサイト「ハイクオリティやまなし」<https://hq-yamanashi.jp>（以下「現行サイト」という。）における良質な情報を分かりやすく定期的に発信することで、CB「やまなし」の認知向上や興味関心層の購買等の行動喚起につなげる。
- ・ 興味関心層を主たるターゲットとしたインターネット広告の展開による現行サイトへの誘導。
- ・ CB「やまなし」の認知度等を測る一般消費者を対象とした市場調査の実施。
- ・ 意欲のある生産者等が行う製品・サービスの高付加価値化を通じた地域ブランド向上を図る取り組みへの支援。

3. 業務委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日（金）までとする。

4. 委託業務

（1）全般的事項

「やまなし地域プロモーション戦略」の内容を踏まえ、CB「やまなし」の価値向上に向けて、「現行サイトを基盤としたデジタルマーケティングとその効果の分析」、「本県が有する様々な地域資源や本県の施策に関して他地域と比較した先進性・独自性を訴求するプロモーション」（以下「先進性・独自性訴求プロモーション」という。）、「地域ブランドの現状を正確に把握して施策に反映させるための市場調査」（以下「ブランド価値調査」という。）、「製品・サービスの高付加価値化に意欲的に取り組む生産者等の支援」（以下「JV支援」という。）の4つを軸として、業務目的の達成に向けて取り組んでいくこととする。

業務の詳細については、企画提案の内容をもとに県と協議の上で決定する。

(2) 委託業務の内容

ア 現行サイトを基盤としたデジタルマーケティングとその効果の分析

(ア) 現行サイトの運営コンサルティング

国内外マーケットの現状や他の成功事例など、客観的なデータや専門的知見に基づき、現行サイトの運営に伴う必要な助言を行い、フォロワーやリーチ数等の増加に繋げること。

(イ) デジタルマーケティング（データ分析）及び現行サイト運用方針策定

現行サイトから得られたデータや情報、国内外マーケット動向（ビッグデータや観光統計調査など）を分析の上、ポストコロナ社会を見据えた最適な現行サイトの運用方針を提案・策定すること。

(ウ) 現行サイト投稿原稿の制作（取材・編集等）・発信

- ① 後述する先進性・独自性訴求プロモーション及びJ V支援業務として、PRとなる投稿原稿を20本以上作成すること。
- ② 投稿は視聴者の興味を促す内容とするとともに、本事業のコンセプトに沿った質の高い原稿を作成すること。
- ③ 現行サイトと既存のその他サイトや県が公式に運用するSNSに連動性を持たせ、相乗効果を産み出す内容とすること。
- ④ また、動画コンテンツの作成については、CB「やまなし」の価値向上に必要と判断される場合には、その提案を行うこと。

(エ) プロモーション

SNSや他のWebサイト上での広告展開や他媒体とのタイアップ企画、オンラインイベント等の企画を用いて、現行サイトの認知度向上に繋がるプロモーションを提案・実施すること。

(オ) 効果測定

(エ) で実施するプロモーションの効果測定を行い、分析レポートを提出すること。

イ 先進性・独自性訴求プロモーション

(ア) プロモーションの内容と手法

- ① 本県が他自治体に先駆けて取り組む施策だけでなく、本県に関連する企業等各種団体の活動やその団体が提供するモノやサービス、こうした団体等の職員など本県に関連する人に着目し、その先進性と独自性を国内外を含む県内外に広く発信するためのプロモーションを実施する。具体的な内容は、県と協議の上で決定することとする。
- ② プロモーションの具体的な手法については、「ア デジタルマーケティング」で示した現行サイトにおける投稿原稿の作成を中心としつつも、本県のブランドイメージを向上することに寄与するその他の取り組みについても提案することとする。

(イ) 効果測定

(ア) で実施する、本県のブランドイメージを向上することに寄与するその他の取り組みに係るプロモーションの効果測定を行い、分析レポートを提出すること。

また、それらの分析を踏まえて、適宜、実施内容についての改善の提案を行い、実施中又は実施予定のプロモーションに反映すること。

ウ JV支援

意欲のある事業者・生産者等（以下「事業者等」という）で組成される共同事業体（以下「JV」という）を対象に、当該事業体が行う、本県の地域資源を活用した製品・サービスの高付加価値化を通じた本県の地域ブランド向上のための取り組みを支援するよう、次の業務を行う。

(ア) 共同事業体育成支援の全体的事項

山梨県が推進する「やまなし地域プロモーション戦略」では、地域ブランドの価値向上の重要なKPIの一つとして、民間ビジネスを通じた地域経済の活性化を掲げている。

この戦略の有効性を、実際の収益事業に取り組む事業者等の活動を通じて検証するために、県の各種プロモーション事業と連携して収益事業に取り組むJVを育成することとしている。

(イ) 共同事業体育成支援の具体的内容

令和3年度「地域プロモーション戦略推進支援業務」で選定されたJV（1団体）が実施する事業について、以下の支援を行うこと。

なお、上記1団体の概要についてはこちらを参照すること。

- ①「ア デジタルマーケティング」で示した現行サイトにおいて、1団体あたり2本以上の投稿原稿を作成すること。
- ②Twitter や Instagram 等 SNS における広告を展開し事業のPRを行うこと。
- ③上記①②の広報効果を分析し、選定されたJVにフィードバックすること。
- ④上記③のフィードバックに基づき、実施中の取り組み内容の軌道修正など、収益化に向けた進捗管理を行うこと。

エ ブランド価値調査

国内外の一般消費者を対象に、本県の地域ブランドに対する認知度やイメージを計測するために以下の業務を行う。

(ア) 調査設計・実施

CB「やまなし」及びそれを構成する地域資源の認知度や抱かれているイメージを正確に把握することを目的として、以下の与件事項を踏まえたうえで、調査項目を設計し、調査を実施する。

○調査対象エリア

日本のほか、中国、香港、台湾、イギリスの5つの国・地域とする。

○調査項目数及びサンプル数

調査項目数は40問程度とし、サンプル数は国内1,000件程度、国外は各国500件程度とする。

なお、令和3年度「地域プロモーション戦略推進支援業務」で実施したブランド価値調査結果をベンチマークとし、経年変化を計測できるよう設計すること。

(イ) 結果分析

調査結果をわかりやすく整理し分析することに加えて、新たに見つかった課題や得られた示唆を明確に示したレポートを作成すること。

オ その他事業を遂行するために必要な業務

5. 県への実施報告等

委託業務の遂行に際しては、原則として、県の担当者と毎月1回程度の打ち合わせを実施すること。なお、4(2)アからオに規定する業務の着手時及び当該業務の着手後の任意の時期に、業務の実施方針及び進捗状況を確認するため、県の求めに応じて、県の担当者との打ち合わせを実施すること。

その打ち合わせにおいて、委託業務が本仕様書に示すものに適合していないと認めるときは、業務の手直しをさせることができることとする。

また、委託業務完了後は、速やかに委託業務実施報告書を県に提出すること。

6. 留意事項

- (1) 委託業務の遂行に際し、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- (2) 委託業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (4) 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「地域ブランド価値向上業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つよう心がけなければならない。
- (6) 委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については山梨県に帰属する。
- (7) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (8) 委託業務の実施にあたっては、随時、山梨県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。

7. その他

(1) 再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合は、事前に山梨県の承諾を得ることとする。

(2) 仕様の変更について

受託事業者は、新型コロナウイルス感染症拡大等のやむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の変更について県と協議することができることとする。

(3) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこととする。